

10 代出産家庭への支援に関する一考察

出川 聖尚子

要 旨

妊娠・出産は女性の問題としてとらえられ、子の母になる女性への支援に偏る傾向にある。子の父であるパートナーの支援については、両親学級以外に母子保健分野においても、その他の分野においてもほとんど見当たらない。10 代の妊娠・出産においても同様に、10 代の妊娠出産は予期せぬ妊娠や子どもへの不適切なかかわりをする可能性があるハイリスクとして問題視されるが、その支援というと 10 代女性に対して子育て支援や就労支援や自立支援という形で行われ、子育てを共に担うはずのパートナーの支援はほとんど見当たらない。

本研究においては、日本の 10 代出産をめぐる状況を概観し、10 代妊娠女性に対しておこなったインタビュー調査に基づいて、10 代妊娠女性の状況、パートナーの状況を分析し、その結果を踏まえて、10 代出産女性と同様にパートナーに対して 10 代妊娠・出産家庭への有効な支援について言及することを目的とした。インタビュー調査では、10 代妊娠女性が子どもを育て、家庭を築く意志を持っていること、パートナーへの思いも持っていること、10 代妊娠女性やこれからつくる家庭にとって、子の父（パートナー）はキーパーソンであり、子の父（パートナー）の役割は非常に大きいこと、しかし、10 代妊娠女性もパートナーも子どもを育ていく安定した経済的基盤を十分に備えていないことが明らかとなった。そこで、10 代妊娠女性同様パートナーの生活にも経済的支援、就労支援、家政的支援が有効であると提案した。

はじめに

我が国において、児童虐待は年々増加している。全国 208 か所ある児童相談所での児童虐待相談対応件数は、2015 年度（平成 27 年度・速報値）に 103,260 件と 10 万件を超え過去最多となっている。子ども虐待による死亡事例も後を絶たず、2014 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）には子ども虐待死亡事例は 64 件、死亡した子ども 71 名（心中以外の虐待死 44 名、心中による虐待死（未遂を含む）27 名）となっている。心中以外の虐待死事例の背景に「望まない妊娠／計画していない妊娠」が半数に上る。子ども虐待による死亡事例の検証結果の第 3 次報告から第 12 次報告において、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「若年（10 代）妊娠」がともに、継続的に高い水準で事例の発生がみられ

る。特に、「若年(10代)妊娠」においては、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年(10代)の割合は約1.3%前後で推移している一方で、心中以外の虐待死事例における「若年(10代)妊娠」の平均割合は16.9%と高い数値を示している。

10代出産家庭については、子ども虐待死が多いという不適切な養育をする家庭という面だけでなく、子どもの貧困など子育て困難を抱えやすい状況があることが指摘され、またそれが、子どもの育ちに影響を与えているという指摘もある(松本 2010)。

本稿では、日本の10代出産をめぐる状況を概観し、次に10代妊娠女性へのインタビュー調査に基づいて10代妊娠女性の状況、パートナーの状況を分析し、10代妊娠・出産家庭への有効な支援について言及することを目的としている。

1 日本の10代出産をめぐる状況

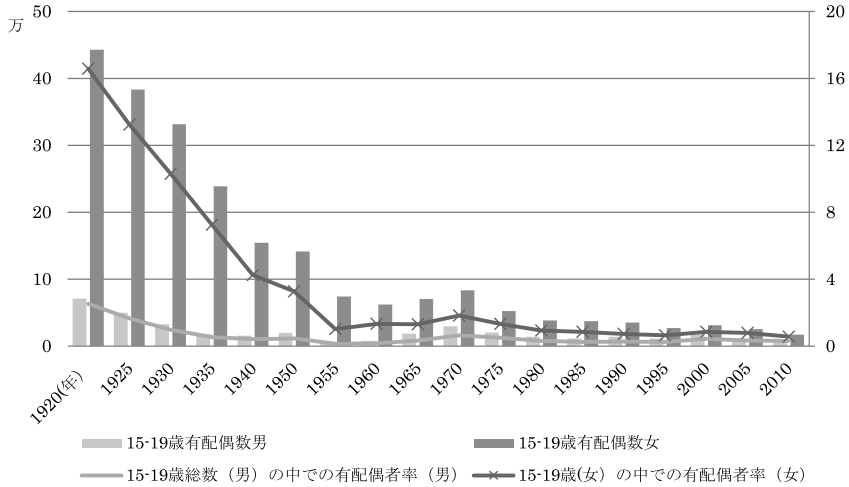
① 10代の婚姻の状況

1920年(大正9年)における日本の人口は、約5596.3万人であり、そのうち男性は約2804.4万人であった。15歳以上の男性の婚姻率は62.8%、配偶者のいる男性(有配偶者男性)の総数は11,147,492人で、そのうち15-19歳で有配偶男性は70,842人で、有配偶男性全体の0.6%であった。15-19歳の男性の総数からみると、配偶者がいる15歳-19歳の男性は2.5%であった。1925年(大正14年)になると、配偶者がいる人の数は男女とも増加するが、15-19歳の有配偶男性0.4%、15-19歳男性のうち15-19歳の配偶者のいる人は1.6%で減少している。こうした減少傾向は昭和にはいっても男女とも続いた。15-19歳の男性で、配偶者のいる人は、1930年(昭和10年)には1%を切り、1940年には0.5%を下回った。1970年(昭和50年)には0.6%と上昇したが、1980年代以降0.3%前後が続いている。2010年(平成22年)は0.31であった。

1920年の女性の人口は2791.9万人であった。15歳以上の女性の婚姻率は63.0%で、配偶者のいる女性(有配偶女性)の総数は11,237,620人で、そのうち15-19歳で有配偶のいる女性は442,812人で有配偶女性全体の3.9%であった。15-19歳の女性の総数からみると、配偶者のいる15-19歳の女性は16.5%で、15-19歳の女性の約6人に一人であった。1925年(大正14年)になると、15-19歳の有配偶女性は配偶者のいる女性うちの3.2%、15-19歳女性のなかでは13.2%となり、15-19歳で配偶者のいる人は減少している。15-19歳の配偶のいる女性は、1930年には10.29%、1940年4.24%、1955年には1.01%と減少し、1980年には0.94%と1%を切り、その後0.7%前後を推移し、2010年は0.57%となっている¹⁾。

グラフ1が示すように、10代で結婚している人は昔多かったといわれることがあるが、男女ともに減少傾向を続け、男性は80年前から10代で配偶者のいる人は1%を満たない状況が続いている。女性の場合は戦前には10代で配偶者がいる人が15%を超える時期があったが、その後急激に減少し、1955年～1980年にかけて1-2%を推移し、1980年代になって1%を切るに至っている。男女とも10代で配偶者がいる人は少数となっている。

グラフ 1 10 代の有配偶者数の推移（万人）および
10 代の有配偶者の 10 代男女における別割合（％）



総務省統計局「日本の長期統計系列」および総務省統計局「平成 27 年国勢調査人口等基本集計」より作成

こうした、10 代で結婚を選択する人が減った背景に、教育の普及が考えられる。1900 年（明治 33 年）、初等教育における女子の就学率は 90%を超え、中等教育においても 1960 年には 77.7%に至っている。1973 年（昭和 48 年）には高等学校への女子の進学率（通信課程を除く）は 90%を超え、2016 年（平成 28 年）、女子の高等学校等への進学率は 99.0%、大学・短期大学等への現役進学率も 57.5%であった。男子の高等学校等への進学率は 98.5%、大学・短期大学の現役進学率 52.5%を超えている。このように、女子も男子も義務教育終了後進学という道を多くの人が選択しているのであるⁱⁱ⁾。

また、高等学校等に進学したのち高等学校を中退する人についての状況を在籍数に占める中途退学者の割合でみると、1982 年（昭和 57 年）～2008 年（平成 20 年）まで年 1.9%～2.5%を推移している。1996 年（平成 8 年）から 2001 年（平成 13 年）まで 2.5%を超える時期が続いた。1990 年（平成 2 年）には 12 万人を超えた時期も見られたが、その後徐々に数は減少している。2009 年（平成 21 年）以降から 1.4～1.7%を推移し、その数も 4 万人台～5 万人台となっているⁱⁱⁱ⁾。このように高等学校等の進学も 98%以上を超え、短大・大学等への進学者は増加し、高校中退者は減っている状況の中、中学卒業後進学しないこと、高校を中退する人は少数派になっている。

② 10 代の出産の状況

1872 年（明治 5 年）の出生数はおおよそ 59.3 万人であった。出生数は徐々に増加し 1883 年（明治 16 年）には 109.4 万人と 100 万人を超えた。その後も増加しつづけて、1920 年（大正 9 年）には 210.5 万人となり 200 万人を超えている。1939 年（昭和 14 年）、1945 年（昭和 20 年）、1946 年（昭和 21 年）には 100 万人後半に減るものの、大正後期から 1952 年（昭和 27 年）まで、200 万人台の出生数が

維持されていた。その後、1966年（昭和41年）の丙午（ひのえうま）の年に146.1万人といったん減り、第二次ベビーブームといわれる1971年から1974年には200万人台に上昇するなどの変化がみられるが、1963年（昭和28年）から1984年（昭和59年）までおおむね100万人台後半を推移していた。1985年（昭和60年）以降は出生数が減少を続け、2014年（平成26年）には102.3万人となり、30年前と比較すると出生数は約40万人減少している。

こうしたなかで、10代の出産数グラフ2をみると、1925年（大正14年）には10代の出生数は136,021人いたが、戦後1947年には61,223人と減少した。1955年には約2.5万人と半数に減っている。その後は1万人～2万人を推移し、近年は1.3万人前後を推移している。

総出生数に占める10代出産の割合は、1925年（大正14年）は6.5%で、出産した者のうち、およそ15人に一人の割合が10代の女性であった。1940年には2.5%になり、40人に一人の割合となった。1960年代に入ると、さらに減り1.22%になり、80人に一人の割合となった。その後、1965年～1980年頃には1%前後であったが、1985年以降は若干上昇し、2000年～2005年には1.5%を超える時期もみられたが、近年は1.3%前後一定数を保っている（表1）。

10代の婚姻数と比較すると、婚姻数が高い戦前は、10代の出生数も出生率も同様に高い状況であった。10代の出生数と10代婚姻数の関係は、婚姻数の約半分が出生数となっている。近年、10代の女性の有配偶者率が一定に推移しているように、10代女性の出生数もおおむねのその半数で一定を示している。また、近年では、表1に見られるように、若干の変動はみられるが出生数、出生率、10代出産割合も一定推移している。

また、10代での出生の特徴として、出生結婚期間が妊娠期間より短い出生（できちゃた結婚）がみられる。その割合は、近年25%程度をほぼ横ばいで推移している。2009年（平成21年）で「15～19歳」で8割、「20～24歳」で6割と年齢が若いほど高く、「25～29歳」で2割、30歳以降で1割となっている。10代は他の年代に比べて、結婚と子の出生が近い時期におこなわれている状況が見られる。

グラフ2 10代の出生数の推移及び10代の出生率（日本女性人口1000につき）

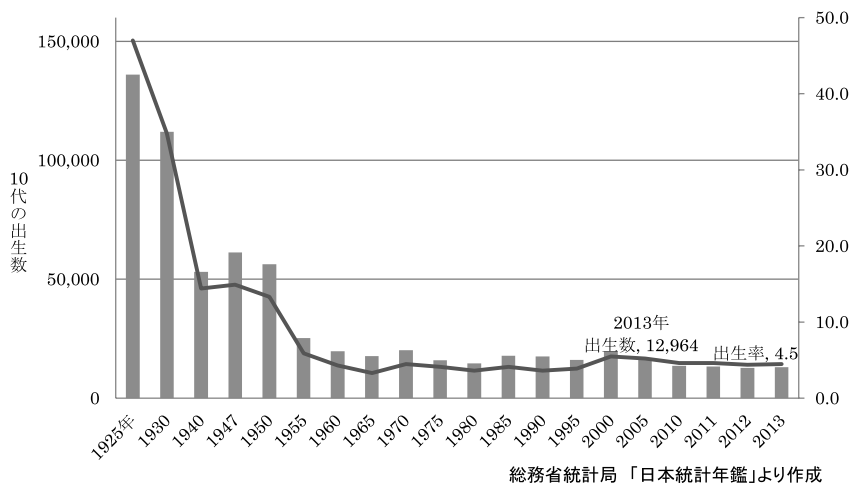


表1 近年の10代女性の出生数・出生率、同年代女性おける10代女性の出産割合

	2010年	2011年	2012年	2013年
出生数(人)	13,546	13,318	12,770	12,964
出生率(日本人女性人口1000につき)(%)	4.6	4.6	4.4	4.5
出産総数からみた10代女性の出産割合(%)	1.26	1.26	1.23	1.25

総務省統計局「日本統計年鑑」より作成

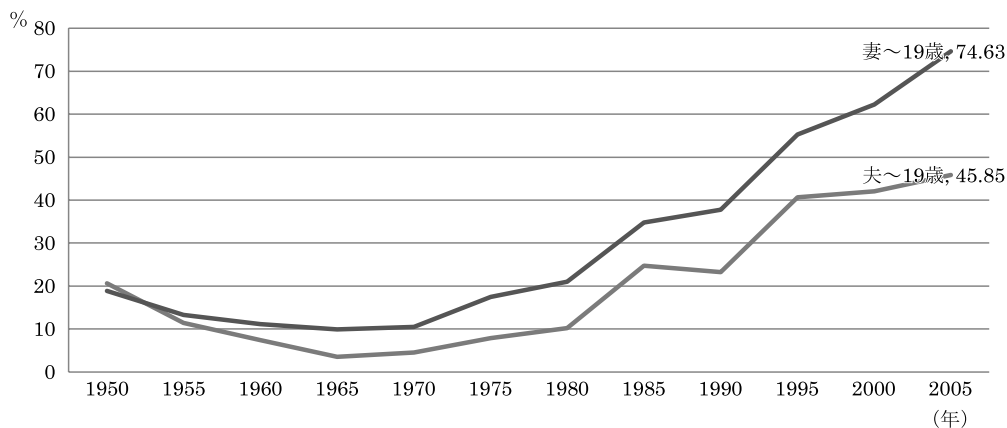
③ 10代母子世帯の状況

我が国の離婚件数は2008年(平成20年)251,136組となっていて、人口千に対して、1.99であり、近年2を推移している。「有配偶離婚率(有配偶人口千対、同年別居)の年次推移 一昭和25～平成17年」『平成21年度「離婚に関する統計」の概況』から、年齢が若いほど、離婚率が上がり、年齢が高くなると下がっている状況がみられる^{iv)}。特に、10代の離婚率は高く、10代の離婚率が上昇傾向にあることがわかる(グラフ3)。

近年増加傾向にある母子世帯の中で、10代の母子世帯数は2752世帯で、母子世帯の中で0.25%となっている(表2)。母子世帯全体で母子世帯のみで暮らしている割合は約7割で、母子世帯に他の世帯員がいる世帯は約3割であるが、10代母子世帯は母子世帯のみで暮らしているのが約2割、残り8割は他の世帯員がいる世帯の中で暮らしている。また、母子世帯の約8割が離別によるものであるが、10代母子世帯は未婚が75%を占めている。その傾向は、他の世帯員がいる世帯で暮らす10代母子世帯が顕著で、8割にのぼる。

10代の母子世帯は、母子世帯全体でみるとその割合は少なく、また、未婚で母子世帯になるものが多くいること、母子世帯単独で生活していることが少ないことなど一般母子世帯とは異なる傾向がみられる。

グラフ3 夫婦の同居を辞めた時10代の有配偶離婚率の年次推移(有配偶人口千体、同居別居)



厚生労働省「離婚に関する統計」の概況(平成21年度)より作成

表2 近年の10代女性の出生数・出生率、同年代女性における10代女性の出産割合

	母子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)			母子世帯のみ			母子世帯 (他の世帯員がいる世帯)		
	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別	未婚	死別	離別
全体	1081699			755972 (69.8%)			325727 (30.1%)		
	132052 (12.2%)	77912 (7.2%)	871735 (80.5%)	76594 (10.1%)	59364 (7.8%)	620014 (82.0%)	55458 (17.0%)	18548 (5.6%)	251721 (77.2%)
母の 年齢 15-19 歳	2752			571 (20.7%)			2181 (79.2%)		
	2058 (74.7%)	10 (0.3%)	684 (24.8%)	292 (51.1%)	4 (0.7%)	275 (48.1%)	1766 (80.9%)	6 (0.02%)	409 (18.7%)

(2010年国勢調査 母子世帯 産業基本集計29集より作成)

2 日本の10代出産をめぐる先行研究

日本における10代妊娠出産女性に関する研究は、1960年代米国でおこなわれていた研究に影響を受ける形で、1980年代取り組まれるようになった。1980年代には、医学的見地から若年妊娠の課題を指摘するものがみられたが、1990年代以降若年妊娠も早期からの産科的な支援・管理を受けることで若年妊娠が他の年代より特出すべき問題は見受けられないという報告が多数されている(岩破 1992・河野 2001・望月 2005・定月 2009)。10代の中絶率の高さ^{vi)}からも、望まない妊娠、予期せぬ妊娠というとらえ方で、妊娠をしない、させないという支援が中心であるという指摘もある(森田 2008)。若年妊娠は、経済的な不安定さをもつこと、パートナーとの関係が不安定であること(加藤 1993)、精神的な問題として、母性としての意識が乏しいこと、思春期という精神的な発達課題に加えて出産に伴う不安などをかかえうつ傾向にあることが指摘されている(木戸 2004)。このように若年妊娠、出産は社会的背景、心理学的見地から困難がとりあげられており、多くの先行研究が若年妊娠・出産を問題視する視点をもっていると報告されている(村山 2005)。

2000年以降には、人工妊娠中絶、リプロダクティブ・ヘルス、性教育、自尊心感情との関連から論じられているものもみられる(林 2002・戸田 2002・河野 2004)。児童虐待の相談件数が増加し、児童虐待のリスク要因として10代出産が指摘され、ハイリスク妊婦・特定妊婦として援助が始まると、母子保健領域からの妊娠期、出産、産褥期の継続的な母親支援、福祉領域から子育て支援などの報告がみられる(田谷 2012・大川 2010・若林 2011)。また、近年では、10代での出産の背景に、育ちの中での課題や子どもの貧困問題があることを論じられているものも見られる(浅井 2008)。

こうした先行研究では、子どもへの不適切なかかわり、子育て基盤が不安定であること、さらに子育ての問題の影響が次世代へ連鎖する可能性があることを問題としていた。そうした問題についての支援の対象は、10代で出産する女性であり、支援内容は、子育て支援や10代出産女性の就労支援や自立支援であった。子の父(パートナー)については、父親に一般的に行う両親学級以外に10代妊娠

出産女性を支える支援、10代で親になるための支援など母子保健分野においても、社会においても特別用意されていない。しかし、10代妊娠女性やこれからつくる家庭にとって、子の父（パートナー）はキーパーソンであり、子の父（パートナー）の役割は非常に大きいと考えられる。

そこで、本稿では、10代妊娠女性へのインタビュー調査をもとに、パートナーの状況について明らかにし、その結果を踏まえて、10代出産女性と同様にそのパートナーへの支援について述べていきたい。

3 10代妊娠女性へのインタビュー調査^{vi)}

1) 調査の方法

インタビュー調査は質的記述的研究方法で、研究参加者は15歳～19歳までの初産婦^{vii)}である。研究参加者へ依頼の方法は、熊本市にある5か所の保健センターで、母子健康手帳交付する際に若年妊娠女性に対して、「10代妊婦インタビュー調査のお願い」、「インタビュー調査承諾アンケート」を配布する。インタビュー調査に「協力する」と回答した若年妊娠女性に対して、後日電話・メールなど対象者が希望する方法で連絡し、インタビュー調査の趣旨を再度説明し、面接インタビューに応じることを確認の上インタビューを行った。データの収集方法は、半構造化面接インタビュー法を行った。データの収集期間は2009年12月～2010年10月（10ヵ月）で、データを逐語的に転記し、分析した。

2) 倫理的配慮として、研究参加者に本研究の趣旨と方法を説明し、研究の同意を得られた人のみ、調査協力同意書に署名後インタビューを行った。得られたデータは研究以外の目的で使用しないこと、答えたくない質問に対しては答えなくていいことを説明した。

3) 調査結果

ここでは、主に子どもを産むことを決めた理由、パートナーとの関係、子どもが生まれてからの生活、パートナーとの家族を表3に示している。

表3の①に示している「子どもを産むことに決めた理由」について、下線部に示したように、予期せぬ妊娠に戸惑っている姿ではなく積極的に妊娠を受け入れ、出産を決心している姿が見られた。10代の妊娠は、その中絶率の高さや未婚などの状況から望まない妊娠ととらえられることがあるが、今回の調査対象者は、その状況と異なる。そうした背景には、今回の調査対象者が、高校、専門学校、大学などに在籍し、中断せざる負えない状況にあるものが少なく、中学卒業後進学していない人や高校中退した人など、すでに妊娠前からアルバイトなど非正規で仕事をしている人が多くを占めた（表6）ことが要因と考えられる。

表3の②に示している「パートナーについて」、パートナーの年齢は、3分の1以上が20歳以下であった。今回の女性との交際期間も半年よりも短い期間で妊娠した人がおおよそ3分の2であった。10代妊娠女性は入籍する、あるいは認知はしてほしいと、子どもとの関係を保ってほしいと望んでいた。また、表3の③に示している「出産後の生活をどのようにいきたいか」の問いに、パートナー

と自分と家族とで暮らし、自分で子育てをし、パートナーの収入に頼って生活していきたいと望む10代女性が多く見られた。ただ、表4の「パートナーの学歴と仕事の関係」をみると、「高卒以上」の場合は正規の職についているものの、「中卒・高校中退」の場合は非正規の職で働いているものが多い。「中卒・高校中退」の非正規雇用の状態は、経済的に不安定な状況であることが推測される。また、表5にあるように、10代妊娠女性も「中卒・高校中退」が多く、パートナーの学歴の組み合わせをみると、「中卒・高校中退」同士の組み合わせが最も多くみられた。

表3の④に示している「パートナーの家族について」の回答をみると、パートナーの家族が今回の妊娠や10代妊娠女性との交際について快く思っていないケースが多数みられ、子育てや生活上の支援をパートナーの家族からは受けられない状況があった。表3の③の下線部に示したように、10代出産女性は、自分の母親の子育てへの支援を頼りにし、それを望んでいた。ただ、表6に示された10代出産女性の家庭の状況は、多くの母親(10代出産女性にとっての母親)は就労し、約半数が母子世帯であり、複数の兄弟がいた。10代出産女性が実家族から生活においても、子育てにおいても十分支援を受けられる余裕のある状況とはいえなかった。

表3

	年齢	子の父(才)	①子どもを産むことについてどのように決めたか。	②パートナーとの関係	③子どもが生まれてからの生活	④パートナーの家族
A	15	17	甥の面倒を見ていた。子どもはかわいいと感じていた。早く子どもがほしいし、ずっと赤ちゃんを抱いていた。	交際期間3か月で妊娠。喧嘩しているけど仲がいい。入籍は未定。	まだ予想がつかないが、子どもが生まれてから、パートナーの仕事に頼る。自分がお金の管理をする。アパートを借りて子どもと3人で住みたい。彼が正職になって10数万稼いでもらって、彼に携帯代を辛抱してもらってやっていこうと思う。	パートナーの母親は付き合い期間が短く、すぐに気持ちが変わるかもしれないからと出産に反対し、籍を入れさせないと言っている。パートナーの父親は最初反対であったが認めてくれるようになった。
B	18	22 *1	最初おろそうかと思ったけど、エコーで子どもの姿を見て産むことに決めた。	元彼か、少し付き合った人なのか、子どものお父さんがわからないし、今既にどちらとも付き合っていない。子の父との入籍の予定はない。出産・子育てに期待していないが認知は望んでいる。生まれたら赤ちゃんにあつてくれるか、お金のことをしてくれるか心配。	実家で子育ての予定。自分の母親が手伝ってくれる予定。将来は結婚したい(子どもと一緒に暮らす)。*2	かわりがない。
C	17	22	計画的な妊娠ではなかったけど、パートナーに相談して病院に一緒に行き産む方向になった。	メル友で知り合ったのが2年前、会ったのが1年前でそれから付き合い始めた。特に知り合ってから長くないけど、大丈夫。遊びで2週間、1週間半長期で一緒にいたから結婚する予定だがいつになるかは未定。	パートナーが働いて、自分のお母さんから少し支援してもらおう。自分は働かない。自分一人で育てようとは思わない。頼れる人がいれば頼ろうと思う。	パートナーの親から子どもを産むなら入籍するように言われている。県外で暮らしている。
D	17	16	妹や弟の面倒を自分が見てきたので自分でも大丈夫と思い自分で決めた。	5か月間つきあっていた。すでに半年以上前にケンカして別れた。別れて半年以上たってから妊娠に気づいたので、子どもを産むことを伝えていない。ゴタゴタするのは嫌だから今後も伝える気はない。入籍の予定もない。	実家で子育ての予定。出産後も高校を続ける(高校には伝えない)。昼間は子どもを母が見ていてくれる。高校から帰ったら自分が子どもの面倒を見るが、バイトもしておむつ代を稼ぐ。自分のお父さんからも仕送りしてもらおう。高校を卒業したら自分が子育てをする。	パートナーの両親は妊娠を知らない

E	19	28	中絶を 回、流産を 1 回 (16 歳) 経験し今度は産もうと思っていたし、子どものいる友人に応援されると言われて産もうと決めた。	つきあって半年。連絡が取れない。もう既に付き合っていない。パートナーは認知してくれるかどうか分からない。パートナーへの思いは特にはない。入籍の予定もない。	母方同居予定。シングルの子育てを考えている。子どもが生まれたら、半年くらい休んで、子どもを保育園に預けて今後お金がかかるから、昼間の仕事を考えている。子育ては自分の親が手伝ってくれると思うが、お金のことで親に頼りたくない。子どもと二人の生活を考えている。結婚などは考えていない。	パートナーの両親のことはよくわからない。
F	17	16	病院で子どもの心臓が動くのを見て、産むことを決意。	付き合ってから 1 年くらい。最初は産もうと言っていたが、パートナーの親の影響で、産んでほしいのかわからない気持ちを持っている様で、妊娠に際しているいろいろ手伝ってくれるが、気持ちは普通。入籍は未定だが、認知は望んでいる。	今二人で働いている職場は住み込みなので、共同生活をしている人とともに子どもを見てもらいながら、二人とも働くつもり。ただ、お金が不安定で心配。	パートナーの父親出産に反対。産むのは勝手だが、息子や自分に一切かかわらないでほしいと言われた。パートナーの家庭は複雑。産みのお母さんはパートナーが幼い時にいなくなり、育てのお母さんとお父さんと暮らす。4 才のときにお父さんには出ていき、4 年生まで育てのお母さんとふたりで暮らしていた。4 年生からお父さんと新しいお母さんが戻ってきて、育てのお母さんは出て行った。
G	18	31	計画的な妊娠ではないが、できたら産むと言っていて、中絶は考えられなかった。	付き合い始めて 1 年くらい。彼とは一緒に住んでいたのだから相談して病院へ行った。妊娠を喜んでくれた。妊娠後入籍した。	すでに夫婦のみで暮らしている。出産後も夫婦と子どもで生活する予定。家計のやりくり、収入については夫が担当し、家事一般は妻が担当。子どもが産まれて、子ども保育園が決まり条件が整えば働こうかと考えている。	パートナーの親が子どもの準備のための費用や車の税金などを負担し援助してくれている。
H	16	16	計画的な妊娠で、産むのは決めていた。	知り合ってから 1 か月で子どもができた。パートナーも妊娠を喜んでくれた。子の母の家に同居していて、二人で家計などについて話し合っている。まだ年齢が若いので、入籍できない。入籍も未定。	子どもが生まれても母方同居継続予定。妊娠中にお金をためて、1 年くらい働かず、1 年後から保育園に預けてパートやアルバイトで働こうと考えている。基本的に子の父が仕事に行き、家事はせず、自分の母親と家事を分担しながら生活していく予定である。子どもをわける準備については、親に手伝ってほしくないと考えていて自分たちでしたいと思っている。	パートナーの家族は中絶してほしいと言われた。また、パートナーは自分の親から籍を抜くと言われている。
I	19	27	計画的ではないが、中絶したくないと考えていたので、産むことを決めた。子どもの顔が早く見たい。	付き合い始めて半年で妊娠 3 か月。パートナーは妊娠を喜んでくれた。妊娠がわかり、入籍した。彼とはうまくいっている。	夫婦と子どもと一緒に生活予定。家事は夫と自分でおこない、会計のやりくりは夫の収入で。子どもが産まれたら、中断している学校も続けたいと思っている。また、働こうとも思っているが、どうするかわからない。叔母や相手の親が手伝ってくれると思う。	パートナーの家族は喜んでくれる。自分からも母の日のプレゼントを渡したりもしている。
J	18	24	計画的な妊娠ではないが、子どもができたら産まないことは考えなかった。	つきあって 5 か月で妊娠 4 か月。出産までには結婚式と入籍を行う予定。	出産までは自宅で、出産後は彼と市内に住む予定。相手の仕事は未定なので経済的な状況は不明。子どもが 1 歳になったら自分も働くつもり。子どもの世話は母がしてくれると思う。子育ては大変そうだけれど子ども一人は嫌だと思っている。	母子世帯。パートナーの母も今回の妊娠を喜んでくれた。
K	19	20	計画的な妊娠で、子どもがほしいと思って決めた。	つきあって 2 年半。妊娠 3 か月。二人の間で中絶経験あり。3 か月後入籍予定。	夫婦と子どもと暮らし、パートナーの稼ぎで生活をし、自分は内職をする程度で働き、自分が家計のやりくりをする予定。子育ては自分でしたいので、保育園に行かせるつもりはなく、幼稚園に行かせたい。	パートナーの家に同居しているが、パートナーの親は自分には言わないが、パートナーに良くないことをいっているようだ。パートナーの母と自分がかまうやっではないので、パートナーの父母と自分の親は会わない。パートナーの親には子どもが産まれてからかかわらないでほしいと思っている。

L	19	24	計画的な妊娠ではない。とまどいがあったが、パートナーからの説得や、学業途中の人の出産に関する情報を知り、パートナーと十分話し合っ出て産産を決めた。	5、6年前から知っていて、付き合い始めて1年3か月。妊娠7か月。1か月後入籍予定。	現在の自分と弟との生活に、子どもが産後パートナーも同居予定。夫婦と子どもの生活に自分の兄弟も一時同居予定。子どもを保育園にあずけると、二人で子育てをし、 <u>パートナーが働き、自分は学業を続ける予定。</u> 産後自分とパートナーの親に援助を受けながら復学予定。学費は親に出してもらい、学校関係の費用は奨学金を利用する予定。家計管理は主にパートナーで、家事は二人で分担する予定。	自分の親とパートナーの親が知り合いで、自分とも関係が良好。どちらの親からも子育てや生活を支援してくれるのではないかと思っている。
M	18	18	<u>妊娠がわかる前から産む</u> 予定だった。	1年半前から知り合い。付き合い始めて半年。妊娠4か月。パートナーは子どもがほしいと言っていた。3か月以内には入籍し、20歳になって結婚式をあげる予定。	しばらくは実家において、彼氏が家にいてもいいその後、そのままは一緒に実家にいるか、 <u>パートナーの家</u> にいるかどちらかで同居して、すぐにアパートを借りるつもりはない。今のところ生活は二人でやっていき、どちらの両親にも経済的な支援を受けるつもりはないが、努力や節約する姿を見せて協力してもらえるような生活を送りたいと思う。 <u>パートナーが働き、家事は自分ができる。</u> 子どもが1歳のころから保育所に預けて、昼間パートなど働くかかと思っている。	パートナーの家にはよく行き来している。妊娠についても驚いてはいたが、がんばれと応援して、支援したいと言ってくれるパートナーの両親。パートナーやその妹に何でもしてあげるといふ開わり方をして。ぎくしゃくするのが嫌で、子どもにはガミガミ言わないようにしているようで、自分の親と比べて甘いと思うことがよくある。
N	16	29	パートナーと病院へ行き産むと決めた。	インターネットのサイトで知り合った。知り合ってから5か月。付き合い始めて4か月。妊娠4か月。妊娠したことを喜んで。1か月後入籍予定。自分のつきあいやインターネットでのやりとりにもやきもちをとても焼く。面倒くさい、細かい、うざいと感ずることもあり、現在ケンカをしている。約1か月後入籍予定。結婚式はしない。	臨月から生まれて1か月は実家で過ごし、その後、自分とパートナーと子どもの3人で暮らし、相手と仲良く子育てしたい。家計はパートナーが働き、 <u>自分は子育てをする予定。</u> パートナーの親も経済的に支えてくれる予定なので、自分が家計は管理する。子育てのサポートは自分の親がしてくれる予定。	パートナーの母親は、19歳で出産し妊娠にも理解があり、出産を認めてくれた。結婚後もパートナーの両親から家賃分は経済的支援が見込める。
O	18	44	子どもができたから産むしかない。	知り合ってから5か月。妊娠3か月。パートナーのことはよく知らない。結婚はお互いに考えていない。自分も結婚したくないし世話もしたくない。認知はする約束となっている。	実家での暮らしに赤ちゃんが増えるという感じ。 <u>自分の母も、自分の兄も子育てに意欲を示している。</u> 家事は自分がして、経済的なことは母親が担当し、自分はバイトなどをして稼ぎ、それを自分のものに使っていくつもり。	<u>パートナーの親に話したが反応はなく、無関心。</u>

- *1 Bさんから、「子の父親が正確にはわからない」という発言があったが、産婦人科医と話したところ、おそらく22歳の男性の方であるという意見を聞いたことから、以前付き合い合っていた男性の年齢を記している。
- *2 「将来結婚したい」とは、以前付き合い合っていた人やこの父など特定の誰かというわけではなく、結婚の願望をもっていることを示している。

表4 パートナーの学歴と仕事

	正規	非正規	無職	不明	合計
中卒・高校中退	0	7	0	0	7
高校在学	0	0	1	0	1
高卒以上	4	1	0	0	5
不明	0	0	0	2	2
合計	4	8	1	2	15

表 5 10 代妊娠女性（子の母）とパートナー（子の父）の学歴の組み合わせ状況

子の父 \ 子の母	中卒・高校中退	高校在学	高卒以上	合計
中卒・高校中退	5	1	1	7
高校在学	0	1	0	1
高卒以上	3	0	2	5
不明	2	0	0	2
合計	9	2	4	15

表 6 10 代出産女性の経験

母子世帯	自分の兄弟の数 (自分を含む) 3人以上	不登校の経験	妊娠以前の仕事 時間帯(夜)
7	10	7	12

4 考察

調査結果から、15 事例のうち 11 事例において、子の母となる 10 代妊娠女性は、子の父（パートナー）に対して一緒にいたいという思いがあり、パートナーと家庭を築く意志を持っている状況が見られた。その結果、子どもが生まれることを契機にパートナーと一緒に暮らすことや結婚する準備をすすめていた。しかし、10 代妊娠女性もパートナーもおかれている状況は、子どもを育てていく安定した経済的基盤を十分に備えていない状況がみられた。

10 代出産について、貧困と関連しているという報告がみられる。イギリスではすでに、貧困地域とそうでない地域と比較して貧困地域の方が 10 代出産の割合が高いことや貧困地域の支援を行うことで 10 代出産が減ったという報告があり（SEU 1999・DES 2006）、10 代出産と貧困との関係について言及されている。日本においても 10 代出産と貧困との関連についていくつかの報告がある。『日弁連子どもの貧困レポート』のなかで、「貧困家庭の子どもが性行動に流れやすい」、「妊娠後、出産する傾向が増加」など 10 代親が育った家庭の貧困状況を報告している。また、道中（2008）が行った被保護世帯への調査によると、被保護母子世帯の事象として「10 代出産（7.6%）」を挙げ、その出現率が一般社会の中よりも高いことが示されている。さらに、熊本県の「第 3 期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく調査データ^{viii)}から、10 代で出産した母子世帯の平均年間総収入をみると平均 95.8 万円で、他の年代で出産した母子世帯と比較しても低く、貧困線の約半分であることがわかっている^{ix)}。このように、日本においても、10 代の出産が貧困な状況^{x)}と結びつきやすい状態である。このような、子育て家庭の経済的困難な状況は子どもの育ちに影響するといわれている。子どもがさまざまな経験を得る機会を減らし、やる気を失わせ、自分に対する肯定的な気持ちまで奪ってしまうこと（松本 2010）、またそれが、次の世代にも引き継がれてしまうこと（青木 2003）など指摘されてい

る。

また、子どもの育ちに深刻な影響を与え、年々増加している児童虐待においても貧困との関係が報告されている。児童虐待と貧困が関連については、アメリカにおいて、収入の低い世帯の方が収入の高い世帯よりも虐待が起きている割合が高いことや^{xⁱ}、子どもの虐待死におけるリスク要因として経済的問題がある^{xⁱⁱ}ことが報告され、児童虐待と経済的な関係性があると指摘されている。またイギリスにおいて、子ども時代に経験する虐待など不利益な事柄はおとなの経済的な状況に関連している^{xⁱⁱⁱ}こと、また「子ども時代に虐待受けることが大人になっての貧困に影響している^{x^{iv}}」という世代間連鎖についての報告もある。

日本においても児童虐待と貧困との関連を示すいくつかの調査報告がある。東京都の「児童虐待の実態Ⅱ」報告書（東京都福祉局 2005）によると、表7で示すように児童虐待の家庭状況が、主にひとり親家庭、経済的困難、孤立などが同様の問題が発生している状況があり、経済的問題は重複した問題として高い割合でみられる結果を出している。

表7 児童虐待家庭状況

家庭の状況			あわせて見られる他の状況		上位3つ
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	①経済的困難	②孤立	③就労不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	①ひとり親家庭	②孤立	③就労不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立

東京都福祉局「児童虐待の実態Ⅱ」2005

また、『全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査』報告書』（2009 全国児童相談所長会）^{x^v}でも、「児童虐待につながると思われる家庭・家族の状況」について最も高い割合を示したのが、「経済的困難」（33.6%）であった。さらに、『児童虐待死亡事例等の検証結果等について第4次報告（2006年（平成18年）1月1日～同年12月31日）』において、心中以外の事例では「市町村民税非課税世帯」（36.8%）が最も多く、「生活保護世帯」（21.1%）とあわせると、50%を超えていた。『児童虐待死亡事例等の検証結果等について第6次報告』（2008年（平成20年）4月1日～2009年（平成21年）3月31日）』においても、「高齢者と単身者を除いた生活保護受給世帯割合は0.7%と推定される。・・・（略）経済状況の不明のもの相当程度あることから一概に言えないが、心中以外の事例においては「生活保護世帯」の割合が相当程度高いと考える」と記されている^{x^{vi}}。児童虐待は、経済的な状況が悪い家庭だけで起こる訳ではなく年収が高い家庭においても発生しており^{x^{vii}}、どのような家庭でも児童虐待が起きうる可能性はあるものの、先の調査結果が示すように児童虐待と貧困には関連性が見受けられる。

今回の調査対象者は、10代での出産を肯定的に受けとめている状況にあり、子どもにも好意的な

気持ちを感じられた。それゆえ児童虐待との関連性は考えにくいものの、子育て環境としては貧困や児童虐待へのリスクは高い。こうした状況で、子育てや子育てを問題なく行うためには、予防的な支援が必要である。そこで、10代妊娠女性のインタビュー調査をもとに、当事者の状況や思いを踏まえた3つの家庭支援策を提案したい。

まず、1点目は、経済的な支援である。妊娠以前、10代妊娠女性は12事例（B、C、D、E、F、G、H、I、K、M、N、O）が居酒屋・コンビニなどのアルバイトで不安定な雇用で、住込みの仕事をしているFさん以外、妊娠・出産を機に仕事を辞めることにしている。家庭を築く際はパートナーの収入を頼りにするが、Aさん・Fさんのパートナーは見習い、Cさん・Hさん・Kさん・Mさんはアルバイト、Jさんは契約社員で、収入も低く、職が安定していない状況にある。子どもが幼少期の経済的な不利益が、子どもの学歴、家庭環境、意欲、児童虐待など子どもの将来や現在にさまざまな側面で不利益をもたらすうえ、貧困の世代間連鎖の要因になりうるということが指摘されている（安部2008、山野2008）ことから、築いた家庭が貧困に陥らず生活を維持していくために、若い親の収入が安定するまでの一定期間、安定的な手厚い経済的な支援が必要である。

また、10代妊娠女性たちの多くが、実家を出て自分たちだけで家庭を築きたいと考えていた。しかし、妊娠前は実家で暮らし、結婚や出産への備えや準備がないものがほとんどであった。実家からの支援を受けたり、パートナーが安定した収入を得ていたりして独立した二人の生活を始めることができる予定をもつ事例もあるが、Hさん、Kさん、Lさん、Mさんの場合は、自分かパートナーの実家で暮らすことになっている。自立したい気持ちはあるが、経済的な理由から自立することができない。自立する機会が奪われることは、原家族の中での子どもの立場のまま子どもの親になることであり、経済的に自立していない状況は、生活も子育ても干渉されることになり、責任を持って父親役割や母親役割を果たす機会を逃すことにもなりかねない。こうしたことから生活を始めるスタート支援は子育て家庭にとって重要であり、10代出産女性たちが安定した生活を開始するための住宅支援、スタート時の一時的な経済的支援も必要だと考えられる。

次に就業支援である。子どもの貧困支援の中でひとり親家庭や生活保護世帯については、何らかの要因で中断された学業を再度再開できる支援が始まった^{xviii)}。中断して学業を再度開始することによって、新たなキャリアを形成することも可能となった。10代妊娠女性の10人（A、B、E、F、G、H、J、K、M、N）が、パートナーの7名（A、C、F、H、I、K、M）が中卒・高校中退である。低位学歴層が多く存在するため、高校への復学や再入学、そのための支援体制づくりなど新たなキャリア形成ができる機会がもつことが必要である。その一方で、今回のインタビュー調査の10代妊娠女性の7名（A、C、H、J、M、N、O）のなかには、不登校経験のものがいて（表6）、学ぶこと自体全く関心がないものもいた。つまり、10代妊娠女性たちへは学びなおしの機会を提供しただけでは就業支援の効果が表れないように考えられる。

10代妊娠女性やパートナーは、低位学歴、非行経験、不登校などの状況に加えて、学校にいけない環境や学業についていけない事情を抱えていたり、また、学校内外での体験や社会経験が少なかったり、親との関係性が悪い、親からの支援が受けられなかったりなど見えないハンディも持つ場合も

少なくない。こうした状況から考えて、生活状況や本人の持つ背景を十分配慮されたうえで10代妊娠女性もパートナーも個別的な就業支援が求められる。特にパートナーの場合、子どもを育てる柱として働くことを求められており、パートナーは、自分の興味関心やキャリアの形成よりも、手っ取り早く収入を得られる仕事をするのが優先されてしまいがちである。自分の興味や関心を考える時間や環境を持ってない状況にあるパートナーが、長きにわたって続けられる仕事を持ち、充実して過ごせるような就業支援を行うことがパートナー自身のためにも、その家族を安定させるうえでも必要であると考えられる。

さらに家庭生活を運営するための、家政的支援である。10代妊娠女性は、インタビュー調査のなかで、10代妊娠女性はパートナーが十分な収入を得ていないことを知っても、「働かないでいたい」、「家計は握ってほしい」、「家事は苦手だから子育てだけしかしない」などの発言がみられた。また、「苦手なことはだれかがしてくれる」、「嫌なことは自分はしなくていい」というような思いを持っていた。独立して暮らした経験が少なく、時間もお金も自分のためにだけ使っていた子どもの立場である暮らしから、自分と子どもを含めた家族の将来を見据えて生活を設計する親の立場に切りかえることは、容易ではない。10代妊娠女性も若年のパートナーも、学校での経験、社会での経験が少ないという特徴や育った家庭環境において不利な状況を抱えていたことを考えると、自分たちで家庭を築いていくためには、10代妊娠女性もパートナーにも家庭生活を運営していくために必要な知識や方法を伝えていく支援が必要であると考えられる。

最後に、パートナーと家庭を築きたいという11事例とは違い、パートナーと家族を築くことを望んでいない4事例について述べたい。4事例(B、D、E、O)は、子の父との関係は、付き合いがすでに終わっている状況であったりパートナーとは「つきあい」の域を超えない関係であったりというかわりが薄い状況にある。D事例を除く3事例(B、E、O)においては妊娠を妊娠初期に気づいているにもかかわらず子どもを産むことを決断している。4事例とも子の父と一緒に子育てするのではなく、未婚のままシングルマザーとして子どもを産み育てる予定である。彼女たちは経済的にも自立しようと考えているのではなく、生活全般、子育てにおいても実家の親に支えてもらうつもりでいた。実家の親においても、生まれる子どもは、家族の一員が増えるという意識がみられた。

こうした状況は、平成23年の熊本県のひとり親に対する調査の中でも、10代で出産した母子世帯は、4割近くが未婚で、「親や親族との同居」という割合が一般母子世帯よりも高いという結果からもわかる。10代出産母子世帯は、一般母子世帯よりも養育費の取り決めをしていない割合が高く、子の父から支援が受けられない状況にある。経済的な支援、住宅の提供、子育ての援助、相談相手としての精神的支えなど10代出産母子世帯の原家族によって支えられ、原家族の支援は10代出産母子世帯にとって重要な役割を果たしている。

ただ、先の調査では、親宅に同居している10代出産母子世帯の母親は8割以上が仕事をしているが、8割のものが生活が赤字傾向にあり、不足している費用として「日常の生活費(食費、医療費など)」と6割が回答し、10代出産母子世帯の賃貸住宅に暮らす母子世帯の4割を上回っている。三世帯世帯の母子のほうが単独母子世帯より収入が低く、潜在的貧困世帯である(山田2009)と指摘され

ているように、親宅に同居することが、経済的に 10 代出産母子世帯の安定・安心した生活に結びついているとは必ずしも言えないことがわかる。

また、県の調査からは 10 代出産母子世帯の母は「不規則」な就労についている割合が高く、母子世帯になってから時間的に経過していても一般母子世帯よりも 10 代出産母子世帯は経済的な自立の状態が整わない姿が見られた。雇用保険や年金についても加入率が低い傾向がみられ、離職した時など将来の生活を支えるセーフティネットが十分整っていない状況であった。原家族の就労状況の変化や子どもの学費など、10 代出産母子世帯の家計をめぐる状況に変化がおとずれると、原家族の中で 10 代出産母子の生活状況は悪化してくることが考えられる。10 代出産母子世帯においては原家族の支えてもらう必要はあり、また一方で母子で自立していく必要もある。こうしたことから、パートナーと暮らし子どもを育てる予定の 11 事例と同様に、未婚で子どもを産み育てる予定の 4 事例においても経済的支援、就業支援、家政的支援が必要である。

おわりに

本稿では、10 代妊娠女性のインタビューの中から、今まで焦点が当てられなかった子の父（パートナー）の状況やパートナーを含む子どもとの生活への思いについて明らかにし、10 代妊娠女性の支援と同時にパートナーへの支援についても提案した。

妊娠・出産は女性の問題としてとらえられ、子の母になる女性への支援に偏る傾向にある。現在では、男性の育児休暇の普及や両親学級の開催など少しずつではあるが、子の父である男性に対する妊娠出産時の支援が始められている。子どもを産むことは女性にとって母となる新たなスタートであるが、同時にパートナーにとっても子どもが生まれるということは、父親という役割が始まる新たなスタートである。母親への支援同様、父親への子育て支援、家庭を支えるパートナーの役割などについての支援も必要である。

10 代妊娠・出産についてみても、10 代妊娠女性は「特定妊婦」として女性への支援が行われているが、パートナーに特別な支援は見受けられない。パートナーも非行、高校中退、親との関係などさまざまな背景をもち若年の親になるものも多くなる。パートナーへも若い父親として、若者としての新たな出発を支えていく支援を構築していく必要がある。

今回のインタビュー調査のパートナーの姿やパートナーへの思いは、10 代妊娠女性を通してのものであり、パートナー自身の思いについては明確にできなかった。今後は、日本においては、10 代の男性の親も支援の対象である^{xix)}という認識は低いいため、支援の対象となりえていない 10 代出産のパートナーから聞き取りをおこない、10 代出産家庭への支援策を検討していきたい。

参 考 文 献

- 青木紀編著『現代日本の「見えない貧困」』明石書店 2003
- 浅井春夫他編集『子どもの貧困』明石書店 2008
- 阿部彩『子ども貧困』岩波新書 2008
- 岩破一博他「過去10年間の十代分娩の実態と臨床的考察」思春期学 Vol.10 No2 1992 p160-167
- 埋橋孝文他編著『子どもの貧困/不利/困難を考える』ミネルヴァ書房 2015.8
- 大川聡子「10代の母親が社会化する過程において、顕在化する支援ニーズ」『立命館産業社会論集』第46巻第2号 2010.9 pp67-87
- 加藤治子ら「十代妊娠と支援のあり方」『産婦人科治療』66. p291-295. 1993
- 河野美江他「当院における若年分娩の臨床的検討」思春期学 Vol19 No1 2001 p101-104
- 河野美江「10代で出産した母親における心理社会的困難性」『心理臨床学研究』第22巻第1号 2004 p83-88
- 木戸久美子「10代の人工妊娠中絶および出産と抑うつとの関連」『山口県立大学看護部紀要』第8号 2004 p25-32
- 厚生労働省「出生に関する統計」の概況 平成22年度
- 厚生労働省平成21年度「離婚に関する統計」の概況
- 厚生労働省平成28年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(平成28年8月4日)
- 定月みゆき「若年妊娠・出産・育児への対応」『母子保健情報第60号』2009年11月
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告～第12次報告(平成28年9月)
- 総務省統計局「第65回日本統計年鑑 平成28年」第2章 人口・世帯 2-1 人口の推移
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/02.htm>
- 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書平成21年7月
- 田谷幸子「10代子育てで家庭への妊娠期からの福祉的支援の現状と課題 —施設ヒアリングの分析から—」『東洋大学人間科学総合研究所紀要第14巻』2012 pp133-146
- 道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房 2009
- 出川聖尚子「10代で出産した母子世帯の現状に関する一考察 —熊本県ひとり親家庭等実態調査の分析から—」『社会福祉研究所報』第43号 2015.3
- 出川聖尚子「若年妊娠女性の子育て支援に関する一考察 —熊本市の若年妊娠女性調査から—」『社会福祉研究所報』第39号 2011.3
- 戸田稔子他「若年妊娠の臨床的検討」『思春期学』Lol22 No3 2002-4 p392-395
- 日本弁護士連合会『日弁連子どもの貧困レポート』明石書店 2011
- 林謙治「10代の妊娠および人工妊娠中絶」『周産期医学』Vol32 No4 2002 p475-447
- 原伸子他編『現代社会と子どもの貧困』大月書店 2015.3
- 森田明美「10代の子育ての現状と福祉的支援の課題」『思春期学』Vol26 No1 2008 p134-139
- 望月善子「10代妊娠の現状と問題点」『産婦人科治療』Vol91 No5 2005
- 文部省調査局『「日本の成長と教育」(昭和37年度)教育の展開と経済の発達』「第2章教育の普及と社会・経済の発展 2 わが国の教育普及の史的考察(3) 中等教育の普及と女子教育の振興」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_012.html
- 文部科学省「学校基本調査(平成28年度)」進学率(昭和23年～)
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843&cycocode=0>
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査平成27年度」、高等学校中途退学
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016708>
- 松本伊知朗『子ども虐待と貧困』明石書店 2010
- 村山陵子「文献にみる10代女性の妊娠・出産の支援の動向と課題」『思春期学』Vol23 No1 2005 p179-189

山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書 2008

若林ちひろ「10 代子育て家庭への妊娠期からの福祉的支援の現状と課題 — 児童福祉施設入所施設出身者、施設職員からの与察—」『清和短期大学紀要第 40 巻』2011 pp7-16

Fourth National Incidence Study of Child Abuse and Neglect (NIS-4), Report to Congress, U.S Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families.2010

Child Maltreatment 2013, U.S. Department of Health & Human Services

Paul Bywater, Lisa Bunting, *The relationship between poverty, child abuse and neglect: an evidence review*, 2016.3

Social Exclusion Unit. *Teenage Pregnancy*, 1999

Department for Education and Skills, Teenage Pregnancy Next Steps, 2006

注

- i) 総務省統計局『日本の長期統計系列』2-4 年齢階級、男女、配偶関係別 15 歳以上人口（大正 9 年～平成 17 年）『第 65 回日本統計年鑑 平成 28 年』第 2 章 人口・世帯 2-1 人口の推移、2-12 年齢階級、配偶関係別 15 歳以上人口（昭和 50 年～平成 22 年）<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/02.htm>、総務省統計『平成 22 年国勢調査人口等基本集計』第 5-1 表 配偶関係（4 区分）、年齢（各歳）、男女別 15 歳以上人口及び平均年齢（総数及び日本人）—全国
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034991&cycocode=0>
- ii) 文部省調査局『「日本の成長と教育」（昭和 37 年度）教育の展開と経済の発達』「第 2 章教育の普及と社会・経済の発達 2 わが国の教育普及の史的考察（3）中等教育の普及と女子教育の振興」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_012.html
文部科学省「学校基本調査（平成 28 年度）」進学率（昭和 23 年～）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843&cycocode=0>
- iii) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査平成 27 年度」、高等学校中途退学
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016708>
- iv) 平成 21 年度「離婚に関する統計」の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/index.html>
どの年代も離婚率は上昇しているが、夫妻の同居をやめたときの 59 歳までの年齢（5 歳階級）別にみた有配偶離婚率（有配偶人口千対、同年別居）は平成 17 年で、夫 20-24 歳（49.21）、夫 25-29 歳（24.43）、夫 30-34 歳（16.28）、夫 35-39 歳（12.27）、夫 40-44 歳（8.99）、夫 45-49 歳（6.64）、夫 50-54 歳（4.57）、夫 55-59 歳（2.80）、妻 20-24 歳（48.42）、妻 25-29 歳（23.18）、妻 30-34 歳（15.21）、妻 35-39 歳（10.78）、妻 40-44 歳（7.58）、妻 45-49 歳（4.99）、妻 50-54 歳（2.92）、妻 55-59 歳（1.75）となっており、10 代の割合が高い。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/index.html>
- v) 日本の人工妊娠中絶件数は 2014 年度（平成 26 年度）において、181,905 件となっている。そのうち、20 歳未満は 17854 件で、人工妊娠中絶件数の中で 20 歳未満の占める割合は 7.8%と少ないが、10 代の出生数（概ね 12000～13000 人）と比較すると、中絶数が多い状況である。
- vi) 本インタビュー調査の他の項目等については出川聖尚子「10 代の妊娠女性の子育て支援に関する一考察」『社会福祉研究所所報』2011.3 において記載している。
- vii) インタビュー調査にご協力いただいた方は 15 歳 1 名、16 歳 2 名、17 歳 3 名、18 歳 5 名、19 歳 4 名 計 15 名であった。妊娠月、3 カ月 3 名、4 カ月 7 名、5 カ月 2 名、7 カ月 1 名、9 カ月 1 名、10 カ月 1 名であった。若年妊娠女性のインタビュー調査では、15 名のうち 7 名が母子世帯で育てている結果が出ており、その割合は、全世帯数に占める母子世帯の出現率を大幅に超えている。母子世帯の理由はすべて離婚で、離婚時期は、高校生のとときに経験した者がひとりいたが、ほかは 6 歳ころまでの幼少の頃に経験している。その後、

- 祖父母と一緒に暮らす者ものや児童養護施設で育ったものもいたが、母子で暮らしている。
- viii) 2012年に行われた熊本県ひとり親家庭等実態調査で、筆者そのデータから10代で出産した母子世帯を抽出したものの。
- ix) 詳細については、出川聖尚子「10代で出産した母子世帯の現状に関する一考察 —熊本県ひとり親家庭等実態調査の分析から—」『社会福祉研究所報』43号 2015.3
- x) 『平成25年国民生活基礎調査』(厚生労働省)によると日本において、子どもの貧困は16.3%で7人に一人の子ども、ひとり親家庭の場合54.6%で2人に一人の子どもであると報告されている。
- xi) Fourth National Incidence Study of Child Abuse and Neglect (NIS-4), Report to Congress, U.S. Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families.2010によると、社会経済的状況が高い家庭の子どもの5.9%が不適切なかかわりがあり、一方、社会経済的状況が低い家庭の子どもの場合半数以上の55.1%が不適切なかかわりがあるというデータが示されている。
- xii) 『Child Maltreatment 2013』U.S. Department of Health & Human Servicesによると、最低限必要な経済的資源が得られない場合は、児童虐待のリスク要因と考えられると述べている。
- xiii) Paul Bywater, Lisa Bunting, *The relationship between poverty, child abuse and neglect: an evidence review*, 2016.3
- xiv) *Ibd.*
- xv) このアンケート調査は、2008年(平成20年)4月1日から同年6月末日までの3ヶ月間に全国の児童相談所に虐待ないしその疑いで通告された子どもとその保護者の状況及びこれへの児童相談所の対応に関する悉皆調査である。
- xvi) また、「子ども虐待の発生は、保護者の病気、性格、夫婦の不和、育児困難、地域からの孤立等の様々な要因が複雑に絡み合って発生するものと考えられるが、経済的な問題もそうしたリスク要因のひとつと考えられ、アセスメントや支援にあたっては、例えば、生活保護世帯において支援の必要が認められた場合は、生活保護担当部門と連携して養育環境を把握するなど、経済状況についても留意する必要がある。」(第6次報告)と記されている。つまり、経済的な問題が養育環境を悪化させる要因となっているということである。
- xvii) 「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について第4次報告(H18年1月1日から同年12月31日)」の児童虐待死亡事例の家族の経済的状況という項目には、有効割合で16.6%が年収500万円以上である。
- xviii) 「子供の貧困対策に関する大綱」(2014年8月29日閣議決定)において保護者に対する就労支援として「保護者の学び直しの支援」を盛り込んでいる。
- xix) イギリスでは10代親は優先的に支援が必要な若者「傷つきやすい(vulnerable)」グループとして支援の対象となっている。